

30 総第 1105 号
平成 30 年 5 月 28 日

亀岡市議会議長
湊 泰 孝 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

- 報告第 1 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 2 号 起訴前の和解について
- 報告第 3 号 起訴前の和解について